

## 第19回 安来市農業委員会議事録

令和7年1月21日 午後2時00分 第2回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番	岩崎 金己君	2番	添田 俊之君	3番	新田 徹君	4番	横山 芳明君
5番	永塚 知芳君	6番	足立 仁行君	7番	北中 宏一君	8番	木戸 芳己君
9番	武上 隆雄君	10番	仲佐 久子君	11番	北川 正幸君	12番	新田 里恵君
13番	塩見 秀雄君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	17番	吉村 正君
18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君				

### 2. 欠席委員 なし

### 3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和7年1月21日 1日
日程第 3	議第78号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第79号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	議第80号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第81号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	議第82号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について
日程第 8	報第75号 農用地利用集積等促進計画の認可の公告について
日程第 9	報第76号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 10	報第77号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11	報第78号 農地法第5条の規定による許可の取消願いについて

### 5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第19回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第19回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：齋藤 哲君  
欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君  
ありません。

議 長：齋藤 哲君  
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により5番 永塚委員、6番 足立委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君  
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君  
日程第3 議第78号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君  
議事の前に、2番の案件について安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、12番 新田委員の退席を求めます。それでは議事を進行します。まず2番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君  
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。3から4ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は4件で、所有権移転が4件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。2番は、法人の営農の拡充による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は車で5分、農機具はトラクター11台、コンバイン9台、田植機5台、薬剤散布機2台を所有しています。また農地所有適格法人要件についても確認しております。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議 長：齋藤 哲君  
説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。2番の案件について3番 新田委員お願いします。

3番：新田 徹君  
3番 新田徹です。議案第78号案件の2番につきまして説明させていただきます。譲渡人は圃場整備地内に申請地、安来市宇賀荘町、地目が田、790㎡があり営農を行っておりますけれども営農規模を縮小することとなり、この度この地域で20, 722aを営農しています認定農業者であります農事組合法人が譲受人となり規模拡大、拡充することとなりました。周辺農地に影響を与えることはないと考えますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、12番 新田委員の退席を解除します。

議長：齋藤 哲君

引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局：加藤 靖弘君

1番は、営農開始による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は平均0.3km、農機具は作付け作物が自家用野菜であり、所有していません。労働力は本人のみです。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。3番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩約1分、農機具は軽トラ1台を所有しています。労働力は本人と母の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。4番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は50km、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター2台、乾燥機2台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

1番の案件について 5番 永塚委員をお願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚でございます。1番案件についてご説明させていただきます。譲渡人は譲受人の隣が実家でございます。その実家には、兄と母がイチゴを中心とした専業農家でやっておりましたが、7年前に兄が亡くなり、2、3年前にその母親も施設に入り空き家状態となりました。たまたま譲受人の方が妻の実家と同居という形でありまして、子供も大きくなり、譲渡人の方の空き家を購入という話になりまして、家宅込みでこの農地も買うようになりました。この農地は自宅の家の前にある土地でございます、2、3年前からやっておられませんので草も生えておりますが、そこを整地して畑として使いたいという事の申請でございます。以上です。

議長：齋藤 哲君

3番の案件について17番 吉村委員をお願いします。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。3番の案件についてご説明をいたします。今回の申請地につきましては、譲受人の家の道路を挟んだ向かい側でございます。という事で以前からここをプランターを置くとかをさせていただいているような土地でございます。その譲渡人が高齢になりまして、管理も出来ないという事から今回の譲り受け、譲り渡しのお話になりました。この土地については以前から、譲受人のご家族の方で

野菜作りとか菜園が欲しいというようなことがありましたものですから、ちょうどそういう事で話し合いが出来たというような案件でございます。以上です。

議長：齋藤 哲君

4番の案件について14番 渡邊委員をお願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊です。4番案件についてご説明いたします。譲渡人は高齢により体調を考えておられまして、この度の贈与という形になったようでございます。譲受人は認定農家でもあり、地域の担い手として意欲的に営農に取り組んでおられます。周辺農地等への影響はないと考えます。委員の皆さんのご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番、3番、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。1番、3番、4番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番、3番、4番の案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第79号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページに案件の内容、7から8ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断します。転用目的は、墓地です。申請者は、長年管理してきた山の奥地にある既存の墓地を維持していくことが困難になってきたため、自宅に近い土地で適地を検討しておられました。土地の選定に当たって、周辺の農地以外の土地を検討されましたが地権者からの同意が得られず、お寺の墓地や共同墓地にも空きがないため、本申請地を選定されたところであります。これは周辺の他の土地では事業の目的を達成することができないため、法第4条第6項第2号には該当しないと考えます。以上のことから農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。2番は、農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の農地であるため、第3種農地と判断します。転用目的は、農業用倉庫です。本件はすでに農業用倉庫として利用されており、追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。この度、この申請地の隣接地を転用する手続きを進めていたところ、既存の建物が建っているこの申請地が農地のままになっており、農地転用の手続きがなされていないことが判明しました。この申請地には、申請者の祖父の代に農業用倉庫が建築され現在に至っています。農地法によって農

地利用が制限されているという認識が無く、無許可で建築されたものであります。この案件については、建物が農業用倉庫であり、当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。以上のことから農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について3番 新田委員お願いします。

3番：新田 徹君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

2番の案件について14番 渡邊委員お願いします。

14番：渡邊 克実君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を2班17番 吉村委員お願いします。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。それでは今月の現地調査報告をいたします。今月は2班でございます。永塚班長以下、添田委員、木戸委員、北川委員、渡邊克実委員、吉村の6名でございます。昨日、事務局の方の説明を受けまして、局長、加藤主幹と共に同行して現場を確認いたしました。昨日の現地調査につきましては、4条案件が2件、それから5条案件が5件ございました。それぞれ担当の地元委員の皆さん方から説明を受けました。転用目的とか選定理由等につきましては先ほど事務局の方から説明がございましたので、現地での確認なり、現地での委員の説明の内容を報告させていただきます。案件ごとに必要な書類、関係機関の同意書等が必要でございますが、それらはすべてそろっているという事を確認させていただきましたので申し添えさせていただきます。まず4条案件の1番案件でございますが、大塚町の墓地9.91㎡でございます。自宅の隣接するやや傾斜があるような畑のほぼ中央に墓地を作るという事でございます。現状のまま整地をいたしまして利用するという事で、雨水等については地下浸透させるという事でございます。予定地の周囲につきましては本人、申請人の所有の畑しかございませんので、他の周辺への影響はないものと判断いたしました。続きまして2番ですけども、今津町の農業用倉庫、追認案件という事ございましたが、212㎡の畑に対して、135㎡の建築面積の農業用倉庫が建っておりまして、実際に利用されているという事を確認いたしました。本土地につきましては、顛末書等にもありましたけれども、祖父の時代から使っているという事で、申し出のとおり荒島石等が基礎として使っているという事も確認させていただきました。この土地の周囲につきましては北側につきましては市道がございます。それから東側、南側につきましては宅地になっております。次の5条案件で出てまいりますけども、駐車場の用途として使うそれとの境界につきましてはコンクリートブロック、L字型擁壁で土砂の流出防止を図るという事で近接農地等への影響はないものと確認をいたしました。1番2番案件、以上でございます。

議 長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第5 議第80号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

9ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。10から11ページに案件の内容、12から16ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、5件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地あることから第2種農地と判断しております。転用目的は、個人住宅で、権利の設定は所有権の移転です。譲受人は申請地の北隣に居住していますが、松江市内に住む息子夫婦が、将来育児において両親の支援が受けられることを想定し、広瀬町地内で住みたいという希望から個人住宅建設の計画をし、譲受人居住地の周辺で適地を検討しておられました。周辺の農地以外の土地を検討しましたが、ご実家にもっとも近く、両親の支援をいつでも受けることができる土地は本申請地以外にはなく、選定されたものであります。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号には該当しないと考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は申請面積に対し、■■■■です。2番は、農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅で権利の設定は使用貸借権の設定です。借受人は現在安来町地内の会社社宅で、夫婦と子ども3人で暮らしておられますが、3人目の子どもが生まれ、手狭になったことから、両親の援助が得やすい、ご実家の周辺で個人住宅の建設を計画され、適地を検討しておられました。周辺の農地以外の土地を検討しましたが条件に合う土地がなく、また実家敷地でも余剰地がないため、ご実家に近く、両親の支援をいつでも受けることができる土地は本申請地以外にはなく、選定されたものであります。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号には該当しないと考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は■■■■です。3番は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公

益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、農地の区分は第2種農地と判断します。転用目的は、共同住宅敷地で、権利の設定は使用貸借権の設定です。借受人は教育資金や老後の年金生活を考慮し、このたびアパート経営を始めるため、共同住宅敷地の適地を検討しておられました。周辺の農地以外の土地を検討しましたが条件に合う土地がなく、事業が実現できる土地は息子の所有である本申請地以外にはなく、やむなく選定されたものであります。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号には該当しないと考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は■■■■です。4番は、農業公共投資の対象農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。転用目的は、進入路敷地で、権利の設定は所有権の移転です。譲受人は、申請の土地の隣接地に古くから建立されている安屋咩神社にて公衆礼拝の施設を備え祭祀を行ってきた宗教法人です。現在、境内地から隣接農地への土砂等流出を防ぐ工事を行いたいが、既存の参道では狭いため、工事のための車両が通行できず、心を痛めておられました。このたび将来に渡って維持管理のため、参拝者のためにも車両が通行可能な進入路の整備を計画され、適地を検討しておられました。本申請地は、神社敷地を拡張し、周辺農地の管理道路へ最短で接道できる土地であり、最適地として選定されました。これは、農地法施行規則第35条の5 既存の施設の拡張に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は■■■■です。5番は、農業公共投資の対象農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します（S38年度完了の「安田中農業構造改善事業」）。転用目的は、個人住宅で、権利の設定は使用貸借権の設定です。借受人は、現在伯太町地内のご実家にお住まいをしておられますが、子どもの出生、成長にともない狭小となってきたため、かねてより個人住宅の建設を計画し、適地を検討しておられました。本申請地は、申請者の祖父母の居住地に近く、将来地域農業を担っていく申請者が、技術継承を受けるのに、最適地として選定されました。これは、農地法施行規則第33条の4 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は■■■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について17番 吉村委員お願いします。

17番：吉村 正君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

2番の案件について9番 武上委員お願いします

9番：武上 隆雄君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

3番、4番の案件について14番 渡邊委員お願いします

14番：渡邊 克実君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

5番の案件について7番 北中委員お願いします

7番：北中 宏一君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：次に、現地調査報告を2班17番 吉村委員お願いします。

17番：吉村 正君

5条案件の5件の現地調査の報告をさせていただきます。事務局から説明のありました転用目的、申請地の選定理由等につきましては割愛をさせていただきます。まず1番案件、広瀬町の個人住宅敷地442㎡でございます。建築面積は101㎡の平屋建てとする計画でございます。申請人の隣地に遠方におられたり、あるいは高齢になったりという事で管理ができない、遊休地までは行ってませんが放置されたような畑が2筆ございまして、そこを求めるという事でございます。平屋建ての101㎡に加えまして、駐車場として3台分を確保する。さらに庭として一部を利用するという計画でございます。畑との隣接地につきましては、ブロックを3段程度積みまして土砂等の流出が無いようにするという事でございます。あと隣接地以外につきましては宅地であったり川であったり、あるいは道路であったりという事でございます。排水につきましては後へ通っております公共下水道へ流します。雨水等につきましては既設の道路の側溝へ流す計画でございます。なお、この申請地の前が非常に狭い道路でございまして、すれ違いは出来ないというような道路でございます。その為に建築のために上の境界から約2mほど引いて造成するという事で、実際の面積につきましては30㎡くらいは減少するというような状況になっております。それから2番案件、沢町の個人住宅でございます。344㎡の畑につきまして、2階建ての77㎡の建築面積の計画がございます。さらに駐車場としてカーポートを作るという事、さらに駐車場用地としては3台分を確保すると、計5台分を確保する計画でございます。その他に菜園あるいは庭として利用する計画が立っております。道路にほぼ同じような高さでの畑でございますけれども、進入路の計画の方が少し低いという事で、20cm程度盛土をしてスロープを作って進入路とするという計画のようでございます。汚水につきましては集落排水へ処理をする。雨水等につきましては隣接いたします既存の側溝へ流すという計画でございます。続きまして3番案件、今津町の共同住宅、4筆ございますけれども799.78㎡という事で、予定地の前に市道が通っておりますけれども北側に建築面積179㎡の木造2階建て6戸分を建設する予定でございます。さらに駐車場用地として3台分を確保するという計画。それから市道を挟みまして南側に駐車場10台分を確保して、整備をするという予定でございます。それぞれの隣接地につきましてはブロック積みあるいはL字型擁壁で土砂の流出を防止するという計画になっております。汚水につきましては公共下水等を利用いたします。それから雨水等につきましては既存の水路の方へ流すという計画になっております。それから4番案件でございますが、赤江町、進入路の敷地として使うという事で安屋咩神社というのがございますが、確認いたしました敷地の周囲が本当に崩れているような状況で、土留めが必要だなというような感じのところございました。そちらの方に入る場合に正式には参道があるようなんですけども、参道が昔で言うと三尺道くらいの幅しかなく、参拝者の方は非常に長い距離を歩いて参拝しないといけないというような事で、今回の申請地につきましては、実際に利用者が一番最短の距離になるという事で、現在はそこは田んぼの畦畔を拡大したような形になっておりますけれども、そこを4mに拡幅するという事で、アスファルトの再生砕石等で舗装をして参拝者の利便、また今回の工事のための工事車両の進入に支障が無いように拡幅するという計画でございます。雨水等につきましては、地下浸透あるいは自然勾配で既存の側溝の方へ排水するという計画になっております。5番案件ですが、安田中の個人住宅です。1146㎡のうちの438㎡を分筆するという事でございます。平屋建てで123㎡と駐車場として3台分を確保するという事です。前を通っております市道から少し低いですので、道路高まで造成をするという計画になっております。この申請地の北側に農地がございますが、そこはコンクリート積みで土砂流出防止をするという事になっております。また、分筆をして残ります残地との境につきましては法面処理をして管理をするという計画になっております。汚水につきましては公共下水、雨水につきましては既存の側溝へ流すという計画になっております。5案件でございますけれども、いずれも土砂流出防止策をとっておられます。近隣の農地とか周辺への悪影響はないと確認したところでございます。以上でございます。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

す。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第6 議第81号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

議事の前に、安来市農業委員会会議規則 第10条の議事参与制限により、2番 添田委員、14番 渡邊委員、19番 渡辺委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

17ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、20ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権241件、面積34万9千696㎡、使用貸借権25件、面積2万3千841㎡、全体で266件、総面積が37万3千537㎡、となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：日向 直之君

議第81号についてご説明いたします。詳細は20ページから51ページまでです。先に議案の修正についてご報告いたします。34ページ申請番号58は地権者が手続き期間中に亡くなられたため、公告から削除します。本件の利用権設定は別途手続きを進めます。今月の利用集積計画は、番号1から40と42から46が農業経営基盤強化促進法による利用権設定、番号41と47から87までが農地中間管理事業による利用権設定となります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長：齋藤 哲君

それでは、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、2番 添田委員、14番 渡邊委員、19番 渡辺委員の退席を解除します。

議 長：齋藤 哲君

日程第7 議第82号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

52ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり申出書の提出がありましたので審議を

求めるものです。申出の内容等につきましては、53から63ページに掲載しておりますのでご覧ください。今月の農地貸付あっせん申出は2件です。詳細については、農林振興課の方から説明します。以上です。

農林振興課：日向 直之君

公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓掛屋・安来地区入植促進農地貸付事業要領第5条により貸付あっせん申出書の提出がありましたので、市を經由して農業委員会へ提出いたしました。申出者は株式会社コクヨーフロンティアと株式会社花万の2者です。当該地は株式会社岡農産が営農をしておられましたが、今年度をもって撤退されることから、2者が新たに借り受け営農されるものです。あっせんの適格者の可否のご審議よろしくお願い致します。

議長：齋藤 哲君

この案件につきましては、5番 永塚農業振興対策委員長の報告をお願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚でございます。82号議案についてご説明をさせていただきます。1月14日に私、永塚と渡邊克実副委員長と事務局の二岡さんと現地を確認いたしました。現地ではしまね農業振興公社の安達さんという担当者の方から説明を受けました。場所は先ほどお話がありましたけども、岡農産という3年前に研修で行ったところでございますが、そこが撤退された後、既に入っておられますがコクヨーさんと花万さんがその跡地を利用するという事で、その跡地につきまして、今借りておられるところの集約を、やっているところをやめてそこに集約するという形がかなりありました。何年か前にもこの2者につきましては適当というふうに認められておりますので、問題ないかというふうに思います。ちなみにですが、コクヨーさんにつきましては、現在私どもの飯梨地区の基盤整備の方でサツマイモを植えていただいております。また飯梨地区のサツマイモを作っているところに教えていただいているような状況でございます。コクヨーさんについては私自身もよく知っているつもりでございます。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第8 報第75号 農用地利用集積等促進計画の認可の公告について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

64ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告されたので報告するものです。65から68ページに農用地利用集積等促進計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地3筆について、個人が使用貸借権の移転の設定を受けた旨が公告されまし

た。認可年月日は令和6年12月17日となっております。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第76号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

69ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第19条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。70から77ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、12件で、相続が12件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第10 報第77号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

78ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。79から84ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、8件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約8件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第11 報第78号 農地法第5条の規定による許可の取消願いについて を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

85ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり許可の取消願いの提出があったので報告するものです。86ページに案件の内容を掲載しています。今月の農地法第5条の規定による許可の取消願いは、1件です。1番は、令和6年8月21日付指令安農委（第5条）第12号により、工事用道路設置のため賃借権の設定の許可を得ましたが、申請者の都合により許可を取り消すものです。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第19回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時01分)